

●意見聴取の概要

- 期 間：令和6年3月28日(木) ～ 令和6年4月26日(金)の30日間
- 方 法：WEBサイトへの掲載、意見箱の設置
- 広 報：WEBサイトへの掲載、流域住民への回覧配布

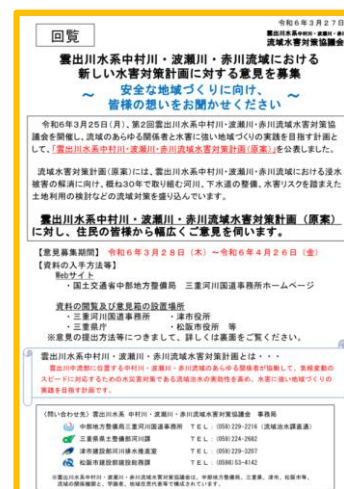
WEBサイト



意見箱の設置



流域住民への回覧



意見箱設置場所

- ・三重河川国道事務所
- ・三重河川国道事務所 雲出川出張所
- ・三重県庁 県土整備部河川課
- ・三重県庁 津建設事務所
- ・三重県庁 松阪建設事務所
- ・津市役所 建設部河川排水推進室
- ・津市役所 一志総合支所
- ・津市役所 久居総合支所
- ・津市役所 上下水道事業局下水道工務課
- ・松阪市役所 建設部建設総務課
- ・松阪市役所 上下水道部下水道建設課
- ・松阪市役所 建設部北部建設保全事務所

住民意見聴取における主な意見と対応

No.	意見箇所			意見内容	対応	計画書（原案）	計画書（案）
	章	ページ	図・表				
1		全体		（嬉野地域において）地域の浸水被害の現状把握と原因に沿った浸水対策を検討し、対策の実現までに要する期間や内容も報告してほしい。	特定都市河川流域外から雨水が流入する可能性も考慮して地域の現状把握や浸水原因の調査と雨水計画の検討を行ってまいります。	—	—
2		全体		（嬉野地域における）過去にあった被害の緊急性も考慮して短期計画の検討と早急な対策実施をしてほしい。	浸水被害防止のため既設排水施設の適切な維持管理の継続に努め、地域の現状による浸水原因の調査と雨水計画の検討を行ってまいります。	—	—
3		全体		水害対策計画には、専門的な言葉が多数出てくるので、住民が見てもわかるように解説を記入して欲しい。	解説を追記します。	—	（用語集の作成）
4		全体		遊水池の役割を果たしている所に堤防水門を設けると増水時の水位上昇スピードが急激に増すと思われる。 雲出川本流の堤防補強を先行又は並行して計画実行して欲しい。	安全度が低下する区間が生じないよう上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランスを考慮し、雲出川本川の築堤、河道掘削等河川整備を実施してまいります。	—	—

住民意見聴取における主な意見と対応

No.	意見箇所			意見内容	対応	計画書（原案）	計画書（案）
	章	ページ	図・表				
5	総説	i		バックウォーターが問題とされており、堤防かさ上げや河道拡幅のほうがあるように思われるが、対策は「河道掘削等」なのか局所的な河道断面の不足があるのではないか。	雲出川本川の対策がバックウォーター対策となり、雲出川本川の対策として、遊水機能の確保、無堤部対策、樹木伐開、河道掘削を実施します。 総則本文21行目を「『雲出川の河道掘削等の河川整備』と修正します。	総説 このため、河道掘削等の河川整備をより一層加速するとともに、中村川・波瀬川・赤川流域のあらゆる関係者の協働により、流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策「流域治水」の考え方に基づく取組を実践していくことが重要である。」	総説 このため、 雲出川の 河道掘削等の河川整備をより一層加速するとともに、中村川・波瀬川・赤川流域のあらゆる関係者の協働により、流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策「流域治水」の考え方に基づく取組を実践していくことが重要である。」
6	総説	i		iが、総説と目次にある。	ページ番号を修正します。	（ページ番号の重複）	（ページ番号の修正）
7	総説・第4章第1節	i		「波瀬川第七排水区」内の六つの自治会（高野区、高野4、日置、庄村、其村団地、八田団地、其村）で、平成31年より、この水害対策問題につき、現地調査を行い協議を重ねてきております。今後は私どもからも意見聴取をしていただければと思う次第です。	本計画策定後は、事業の進捗状況及び流域の変化について検証し、浸水被害対策による効果等を適切に評価しますが、必要に応じて、地域住民や民間事業者、学識経験者などの意見を聞き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図ります。 津市としても、大雨による浸水被害が頻発する中、道路冠水や水路からの溢れを迅速に把握するために、本計画の区域である雲出川中流部に「ワンコイン浸水センサ」を15台設置しました。その効果検証も含めて本計画への効果的な実施・運用に向けた改善を図っていきます。	—	—

住民意見聴取における主な意見と対応

(原案)

総説

中村川・波瀬川・赤川の平野部は、地形的な特徴から洪水のたびに氾濫し、流出土砂が堆積し、高度な土地利用は困難であった。しかし、肥沃な平野は優良な農地となる可能性を秘めていたことから、次第に開田が進み、同時に農地を守るために流路を固定するための築堤に着手してきた。一方で、波瀬川・赤川が合流する雲出川では無堤部（霞堤）で洪水を一時貯留するなど浸水を許容する土地利用がなされてきたが、近年においては、浸水のおそれのある低平地の一部で市街化が進行している状況にあり浸水被害が頻発してきている。

このような状況において、雲出川流域の国管理区間では、平成 26 年(2014)11 月に「雲出川水系河川整備計画」を策定し、戦後最大である昭和 57 年(1982)8 月洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水被害を防止することを目標に、平成 27 年(2015)から順次、河川整備を進めている。さらに三重県管理区間では、令和 5 年(2023)4 月に「一級河川雲出川水系（指定区間）河川整備計画」を策定し、赤川を対象として河川整備を進める予定である。

しかしながら、我が国では、近年、毎年のように全国各地で水災害が頻発しているとともに、気候変動の影響により、全国の一級水系で治水計画の目標とする規模の洪水の流量の平均値は約 1.2 倍になり、洪水の発生頻度の平均値は約 2 倍と試算される等、今後、降雨量や洪水発生頻度が増加し、水災害の激甚化が予測されている。

このように、気候変動による降雨量の増加等の影響が河川整備の進捗を上回る新たなフェーズに突入したとも言える。とりわけ、中村川・波瀬川・赤川流域は、雲出川からのバックウォーターの影響等により水害が発生しやすい特性を有しており、内水氾濫等の浸水被害も頻発している状況にあり、施設能力を超えた水災害への対応が急務である。

このため、河道掘削等の河川整備をより一層加速するとともに、中村川・波瀬川・赤川流域のあらゆる関係者の協働により、流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策「流域治水」の考えに基づき取組を実践していくことが重要である。

「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組みである「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」の全面施行に伴い、令和 5 年(2023)3 月 31 日、特定都市河川の指定を受けたものである。

この雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画は、このようなバックウォーターの影響等を踏まえ、特定都市河川浸水被害対策法改正で新たに創設された様々な制度を活用することで、これまでの中村川・波瀬川・赤川流域の治水対策の取組を一步進め、流域治水を計画的、効果的かつ早期に進めることができるよう河川管理者・下水道管理者及び流域自治体、地域の防災リーダーなど、中村川・波瀬川・赤川流域のあらゆる関係者の協働による総合的な浸水被害対策を定めたものである。本計画に沿って、水害に強いまち（流域）づくりを目指し、関係者が一体となって流域治水を本格的に実践し、流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を図るものとする。

(案)

総説

中村川・波瀬川・赤川の平野部は、地形的な特徴から洪水のたびに氾濫し、流出土砂が堆積し、高度な土地利用は困難であった。しかし、肥沃な平野は優良な農地となる可能性を秘めていたことから、次第に開田が進み、同時に農地を守るために流路を固定するための築堤に着手してきた。一方で、波瀬川・赤川が合流する雲出川では無堤部（霞堤）で洪水を一時貯留するなど浸水を許容する土地利用がなされてきたが、近年においては、浸水のおそれのある低平地の一部で市街化が進行している状況にあり浸水被害が頻発してきている。

このような状況において、雲出川流域の国管理区間では、平成 26 年(2014)11 月に「雲出川水系河川整備計画」を策定し、戦後最大である昭和 57 年(1982)8 月洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水被害を防止することを目標に、平成 27 年(2015)から順次、河川整備を進めている。さらに三重県管理区間では、令和 5 年(2023)4 月に「一級河川雲出川水系（指定区間）河川整備計画」を策定し、赤川を対象として河川整備を進める予定である。

しかしながら、我が国では、近年、毎年のように全国各地で水災害が頻発しているとともに、気候変動の影響により、全国の一級水系で治水計画の目標とする規模の洪水の流量の平均値は約 1.2 倍になり、洪水の発生頻度の平均値は約 2 倍と試算される等、今後、降雨量や洪水発生頻度が増加し、水災害の激甚化が予測されている。

このように、気候変動による降雨量の増加等の影響が河川整備の進捗を上回る新たなフェーズに突入したとも言える。とりわけ、中村川・波瀬川・赤川流域は、雲出川からのバックウォーターの影響等により水害が発生しやすい特性を有しており、内水氾濫等の浸水被害も頻発している状況にあり、施設能力を超えた水災害への対応が急務である。

このため、雲出川の河道掘削等の河川整備をより一層加速するとともに、中村川・波瀬川・赤川流域のあらゆる関係者の協働により、流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策「流域治水」の考えに基づき取組を実践していくことが重要である。

「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組みである「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」の全面施行に伴い、令和 5 年(2023)3 月 31 日、特定都市河川の指定を受けたものである。

この雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画は、このようなバックウォーターの影響等を踏まえ、特定都市河川浸水被害対策法改正で新たに創設された様々な制度を活用することで、これまでの中村川・波瀬川・赤川流域の治水対策の取組を一步進め、流域治水を計画的、効果的かつ早期に進めることができるよう河川管理者・下水道管理者及び流域自治体、地域の防災リーダーなど、中村川・波瀬川・赤川流域のあらゆる関係者の協働による総合的な浸水被害対策を定めたものである。本計画に沿って、水害に強いまち（流域）づくりを目指し、関係者が一体となって流域治水を本格的に実践し、流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を図るものとする。

住民意見聴取における主な意見と対応

No.	意見箇所			意見内容	対応	計画書（原案）	計画書（案）
	章	ページ	図・表				
8	第1章 第1節	9		「経年的に有意な変化は見られない。」と記載されているが、浸水被害があったH16, H26, H29は雨量が多くなっているため、変化は見られる。 気象庁ホームページに記載されている1時間降雨量50ミリ以上の年間観測回数、1時間降水量80ミリ以上の年間観測回数についても増加傾向になっており、毎年雨量としては増加している。	三重県の1時間降水量50mm以上の年間発生回数は増加しているとみられます。しかし、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域が含まれる津気象台における雨量データを確認すると、統計上の経年的に有意な変化は見られません。	—	—
9	第1章 第1節	10	図13	家屋浸水被害は発生しない最大浸水範囲の黄色点線内に住宅が入っているため、浸水被害は発生するのではないかと。	凡例の表記を「現況河道の想定浸水範囲（戦後最大相当の洪水発生時）」に修正します。	第1章 第1節 第2項 河川の概要 凡例：「家屋浸水被害が発生しない最大浸水範囲」	第1章 第1節 第2項 河川の概要 凡例：「現況河道の想定浸水範囲（戦後最大相当の洪水発生時）」
10	第1章 第1節	12	図14	公共下水道計画区域の排水区の場合がわかりづらい。地名など記載してわかりやすくしてほしい。	高精細の図を添付します。	—	（図の修正）
11	第1章 第2節	14	表5	図18にH24洪水、図19にH24洪水、H30洪水があるが、一覧表に記載がないので、記載してほしい。 平成26年8月の被災家屋の数について、松阪市の住宅被害は平成26年8月15日15時現在で床下浸水83棟、床上浸水15棟、一部損壊2棟となっていたが、なぜ3棟なのか。	表5は、主要洪水のみ表に記載しております。 H24洪水について一覧表に追加します。 平成26年8月の被災家屋数については、三重河川国道事務所資料による値です。	—	第1章 第2節 流域の浸水被害状況 表5を修正
12	第1章 第2節	15		平成26年8月台風11号における嬉野中川新町の被害状況の写真を提供するので、計画書に掲載してほしい。	ご提供いただきました下記写真を掲載させていただきます。 	—	第1章 第2節 流域の浸水被害状況 図18に追加

(原案)

第2項 河川の概要

中村川・波瀬川・赤川が位置する雲出川中流部は、地形的な特徴から洪水の度に氾濫し、流出土砂が堆積するなど、高度な土地利用は困難であったが、肥沃な平野は優良な農地となる可能性を秘めていたことから、次第に開田が進み、同時に農地を守るために流路を固定するための築堤に着手してきた。

また、雲出川では、かつては12箇所の無堤部があり、洪水調節地として有効に機能している霞堤である一方、度重なる浸水被害の主要因ともなっており、これまでに順次締切が行われ、現時点では6箇所（牧、小戸木、赤川、其村、中川原、庄田）まで減少している。この内、中村川・赤川合流点付近には赤川無堤部が、波瀬川合流点付近には其村無堤部が位置し、近年の浸水被害の原因となっている。

雲出川では、平成26年(2014)の河川整備計画策定以降、順次、上下流バランスを踏まえて下流より整備を進めており、現在須賀瀬区間の河道掘削等に着手している状況である。雲出川本川に、中村川・波瀬川・赤川が合流し本川からのバックウォーターの影響を受けること、合流箇所には無堤部があり、上下流・本支川・左右岸バランスを考慮した段階整備と住まい方の工夫等を踏まえて、河川整備の推進・加速化を図っていく必要がある。

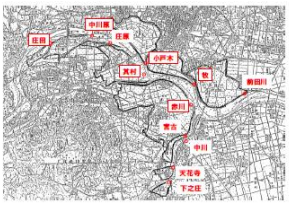


図 12 雲出川中流部に位置する12箇所の無堤部



図 13 雲出川 中流部無堤部の概要

(案)

第2項 河川の概要

中村川・波瀬川・赤川が位置する雲出川中流部は、地形的な特徴から洪水の度に氾濫し、流出土砂が堆積するなど、高度な土地利用は困難であったが、肥沃な平野は優良な農地となる可能性を秘めていたことから、次第に開田が進み、同時に農地を守るために流路を固定するための築堤に着手してきた。

また、雲出川では、かつては12箇所の無堤部があり、洪水調節地として有効に機能している霞堤である一方、度重なる浸水被害の主要因ともなっており、これまでに順次締切が行われ、現時点では6箇所（牧、小戸木、赤川、其村、中川原、庄田）まで減少している。この内、中村川・赤川合流点付近には赤川無堤部が、波瀬川合流点付近には其村無堤部が位置し、近年の浸水被害の原因となっている。

雲出川では、平成26年(2014)の河川整備計画策定以降、順次、上下流バランスを踏まえて下流より整備を進めており、現在須賀瀬区間の河道掘削等に着手している状況である。雲出川本川に、中村川・波瀬川・赤川が合流し本川からのバックウォーターの影響を受けること、合流箇所には無堤部があり、上下流・本支川・左右岸バランスを考慮した段階整備と住まい方の工夫等を踏まえて、河川整備の推進・加速化を図っていく必要がある。

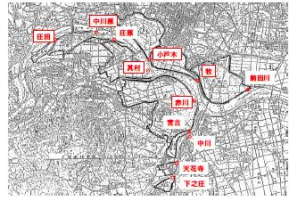


図 12 雲出川中流部に位置する12箇所の無堤部



図 13 雲出川 中流部無堤部の概要

(原案)

第2節 流域の浸水被害状況

上流に日本有数の多雨地域を抱える雲出川流域は、これまで度重なる氾濫被害を受けてきた。昭和57年(1982)8月洪水では、中村川島田橋地点、波瀬川下川原橋地点で計画高水位を上回る洪水が発生するとともに、中村川・波瀬川において破堤し、浸水面積977ha、被災家屋1,426棟の洪水被害となった。また、近年においても平成16年(2004)、平成21年(2009)、平成26年(2014)、平成29年(2017)の洪水等で浸水被害が生じている。

表5 主要洪水一覧表

洪水発生年	原因	雲出橋地点※1		被害状況※2
		日雨量 (mm/日)	流量 (m³/s)	
昭和34年9月	伊勢湾台風	261	約4,400m³/s	浸水面積2,531ha 被災家屋3,053棟
昭和46年9月	台風29号	188	約2,900m³/s	浸水面積1,121ha 被災家屋2,760棟
昭和49年7月	低気圧	293	約3,900m³/s	浸水面積2,589ha 被災家屋617棟
昭和57年8月	台風10号	361	約5,400m³/s	浸水面積977ha 被災家屋1,426棟
平成5年9月	台風14号	166	約3,600m³/s	浸水面積272ha 被災家屋242棟
平成16年9月	台風21号	244	約4,800m³/s	浸水面積786ha 被災家屋120棟
平成21年10月	台風18号	271	約3,900m³/s	浸水面積449ha 被災家屋0棟
平成26年8月	台風11号	350	約4,500m³/s	浸水面積454ha 被災家屋3棟
平成29年10月	台風21号	297	約3,800m³/s	浸水面積419ha 被災家屋0棟

※1 流量は氾濫がないとした場合の計算値
※2 「水害統計」の値
(但し、昭和34年(1959)9月、平成16年(2004)9月洪水は、三重河川国道事務所資料による)

(案)

第2節 流域の浸水被害状況

上流に日本有数の多雨地域を抱える雲出川流域は、これまで度重なる氾濫被害を受けてきた。昭和57年(1982)8月洪水では、中村川島田橋地点、波瀬川下川原橋地点で計画高水位を上回る洪水が発生するとともに、中村川・波瀬川において破堤し、浸水面積977ha、被災家屋1,426棟の洪水被害となった。また、近年においても平成16年(2004)、平成21年(2009)、平成24年(2012)、平成26年(2014)、平成29年(2017)の洪水等で浸水被害が生じている。

表5 主要洪水一覧表

洪水発生年	原因	雲出橋地点※1		被害状況※2
		日雨量 (mm/日)	流量 (m³/s)	
昭和34年9月	伊勢湾台風	261	約4,400m³/s	浸水面積2,531ha 被災家屋3,053棟
昭和46年9月	台風29号	188	約2,900m³/s	浸水面積1,121ha 被災家屋2,760棟
昭和49年7月	低気圧	293	約3,900m³/s	浸水面積2,589ha 被災家屋617棟
昭和57年8月	台風10号	361	約5,400m³/s	浸水面積977ha 被災家屋1,426棟
平成5年9月	台風14号	166	約3,600m³/s	浸水面積272ha 被災家屋242棟
平成16年9月	台風21号	244	約4,800m³/s	浸水面積786ha 被災家屋120棟
平成21年10月	台風18号	271	約3,900m³/s	浸水面積449ha 被災家屋0棟
平成24年9月	台風17号	210	約3,200m³/s	浸水面積327ha 被災家屋0棟
平成26年8月	台風11号	350	約4,500m³/s	浸水面積454ha 被災家屋3棟
平成29年10月	台風21号	297	約3,800m³/s	浸水面積419ha 被災家屋0棟

※1 流量は氾濫がないとした場合の計算値
※2 昭和34年～平成21年は「雲出川水系河川整備計画」の値
平成24年～平成29年は三重河川国道事務所資料による値
(但し、平成24年洪水は洪水痕跡調査結果からの推定値)

(原案)



図 16 平成 16 年(2004)9 月洪水浸水状況(松阪市嬉野平生地区)

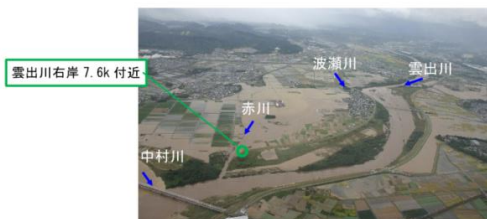


図 17 平成 21 年(2009)10 月洪水浸水状況(雲出川中流部)

(案)



図 16 平成 16 年(2004)9 月洪水浸水状況(松阪市嬉野平生地区)

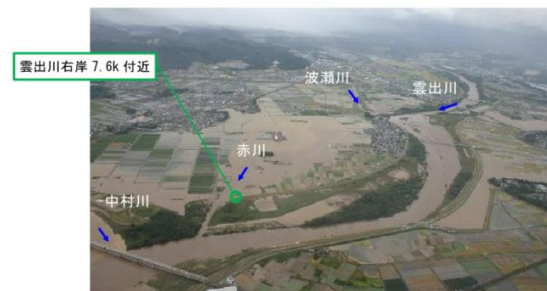


図 17 平成 21 年(2009)10 月洪水浸水状況(雲出川中流部)



図 18 平成 26 年(2014)8 月洪水浸水状況(松阪市嬉野中川新町)

住民意見聴取における主な意見と対応

No.	意見箇所			意見内容	対応	計画書（原案）	計画書（案）
	章	ページ	図・表				
13	第1章 第2節	16	図18	図が小さく、自分の地域の浸水被害が記載されているかどうか分かりづらい。図を大きくしたり、実際に被害があった地名を記載したり、工夫してほしい。	図のサイズを大きくし、別紙にて高精細の図を添付します。	—	(図のサイズの拡大、別紙に高精細の図の掲載)
14	第1章 第2節	16	図18	流域水害対策協議会が地域の浸水被害の状況をどこまで把握してもらっているのか、この図では分からない。把握している地名や状況を記載してほしい。現状把握で漏れがあっては、必要な対策が計画、実施できない。			
15	第1章 第2節	16	図18	H29洪水について、表5では被災家屋0棟となっているのに、家屋浸水発生となっており、整合が取れていない。どちらが正しいのか。	【H29洪水】の凡例を修正します。	—	(図の修正)
16	第1章 第2節	16	図18	添付資料の資料1のように（嬉野中川新町）四丁目内では用水路から越流し、浸水が発生した。このように浸水被害状況の詳細が分かる図を記載してほしい。	別紙にて高精細の図を添付します。	—	(別紙に高精細の図の掲載)
17	第1章 第3節	18	図20	近鉄「新中村川橋梁」の図左アップにある「現橋桁下高」とあるのは間違いではないか。	「旧橋」に修正します。	—	(図の修正)
18	第1章 第3節・ 第4章 第1節	20 37 38	表9 図33	波瀬川では、2k～3k区間で流下能力が不足しているとあり、治水対策箇所 表9には、1.9～2.9付近とあるが図33を見ると河床掘削は1.9k～2.3k付近と2.8k付近になっており、2.3k～2.8kの間は河床掘削対象になっていない。 JR名松線の鉄橋の橋げた間隔が狭いため、土砂や、茂った樹木、竹等が流れてこの橋げたに留まって水が越流し住宅地へ流れ込む可能性は大きい。そのため、2.3k～2.8kの間も河床掘削の対象に入れてもらいたい。	第4章 特定都市河川の整備に関する事項に記載のとおり実施することで、流域の治水安全度を早期に向上させることとしており、その対策箇所として予定している箇所を記載しています。 ご意見いただいた箇所については、現地状況を確認し、必要に応じて対応します。	—	—

(原案)

(案)

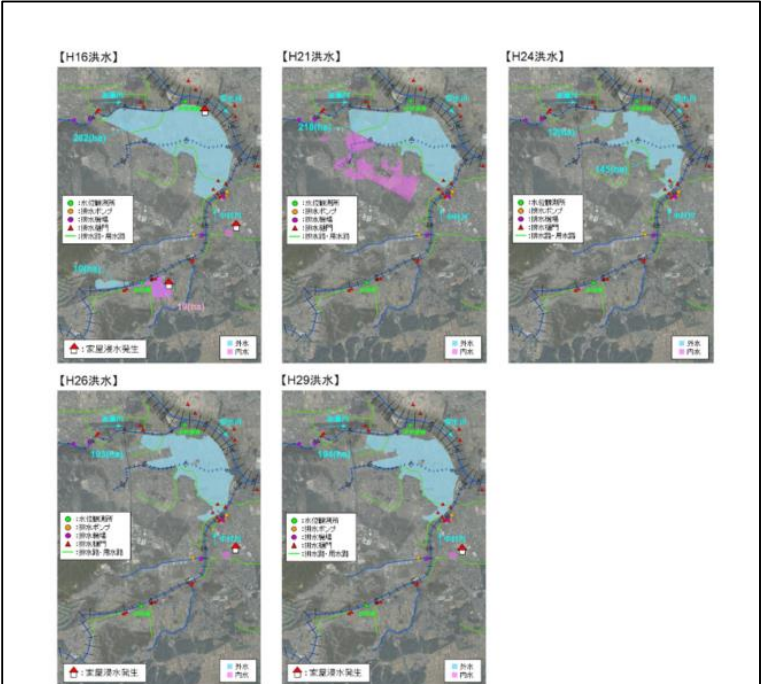


図 18 浸水実績図（中村川・赤川流域）



図 20 浸水実績図（中村川・赤川流域②）

住民意見聴取における主な意見と対応

(原案)

第3節 治水対策の沿革と現状の課題

第1項 治水対策の沿革

(1) 中村川・波瀬川

中村川と波瀬川では、昭和57年(1982)8月洪水を契機として、河道掘削や堤防整備等を実施し平成5年(1993)に概成している。また、中村川では平成14年(2002)より、洪水時に流下阻害となっていた近畿日本鉄道連絡線新中村川橋梁の架け替え及び周辺の河道掘削・護岸整備を特定構造物改築事業として実施し、平成24年(2012)に完成している。

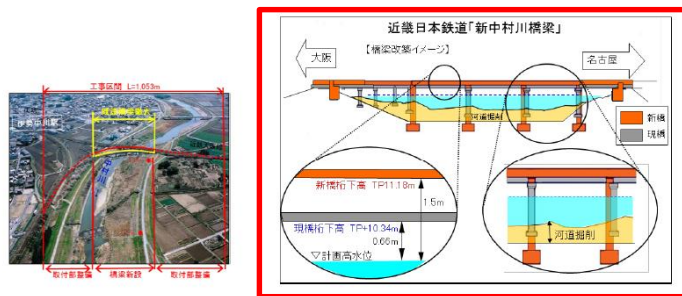


図20 近畿日本鉄道連絡線新中村川橋梁の特定構造物改築事業の概要

その後、平成26年(2014)11月に「雲出川水系河川整備計画」を策定し、戦後最大である昭和57年(1982)8月洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水被害を防止することを目的に、中村川(小川橋)・波瀬川(八太新橋)の河道整備流量として、それぞれ $1,000\text{m}^3/\text{s}$ 、 $330\text{m}^3/\text{s}$ の流下能力を確保できるように、下流より順次、整備を進めている。

中村川では、令和元年度に取水施設統合により不要となった黒田頭首工の撤去を実施し、令和2年度(2020)には撤去区間周辺での河道掘削・護岸整備を実施している。また、波瀬川では令和2年度(2020)に、黒田頭首工と同様に、取水施設統合により不要となった波瀬川井堰の撤去を実施している。

(案)

第3節 治水対策の沿革と現状の課題

第1項 治水対策の沿革

(1) 中村川・波瀬川

中村川と波瀬川では、昭和57年(1982)8月洪水を契機として、河道掘削や堤防整備等を実施し平成5年(1993)に概成している。また、中村川では平成14年(2002)より、洪水時に流下阻害となっていた近畿日本鉄道連絡線新中村川橋梁の架け替え及び周辺の河道掘削・護岸整備を特定構造物改築事業として実施し、平成24年(2012)に完成している。

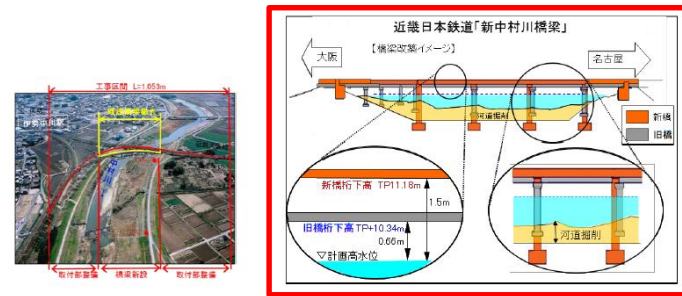


図23 近畿日本鉄道連絡線新中村川橋梁の特定構造物改築事業の概要

その後、平成26年(2014)11月に「雲出川水系河川整備計画」を策定し、戦後最大である昭和57年(1982)8月洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水被害を防止することを目的に、中村川(小川橋)・波瀬川(八太新橋)の河道整備流量として、それぞれ $1,000\text{m}^3/\text{s}$ 、 $330\text{m}^3/\text{s}$ の流下能力を確保できるように、下流より順次、整備を進めている。

中村川では、令和元年度に取水施設統合により不要となった黒田頭首工の撤去を実施し、令和2年度(2020)には撤去区間周辺での河道掘削・護岸整備を実施している。また、波瀬川では令和2年度(2020)に、黒田頭首工と同様に、取水施設統合により不要となった波瀬川井堰の撤去を実施している。

住民意見聴取における主な意見と対応

No.	意見箇所			意見内容	対応	計画書（原案）	計画書（案）
	章	ページ	図・表				
19	第1章 第3節・ 第4章 第1節	20 38	図33	津波による逆川（さかさがわ）についての影響範囲、逆川の対策はどうするのかを記載されたい。 また、台風、集中豪雨と巨大地震による津波の同時襲来が検討しないのか。	三重県津波浸水想定では、中村川・波瀬川周辺では浸水が発生しない想定となっており、地震による津波の影響は小さいと推定しています。 本計画の都市浸水想定では、地震・津波との複合的な浸水想定は実施しておりません。	—	—
20	第1章 第3節	21		波瀬川第7排水区末端の其村地区の水害は雲出川無堤部からの浸水だけではなく、上流からの雨水がすべて集まってくることにもよるものである。 雨水問題が非常に大きな問題となり、本計画でも雨水問題重要地区として見てもらいたい。 また其村地区の雲出川堤防は暫定高であり、大水害時には越流して大量の水が其村地区に流れ込む。 この水の排水については通常の雨水の比ではなく、国交省の堤防工事からの問題として通常の雨水排水の末端である波瀬川へ排水も国交省の工事として取り組んでいただきたい。	国の河川事業については、雲出川河川整備計画に基づき、取り組んでまいります。 また、国の雲出川の整備と連携しながら内水対策も進めてまいります。	—	—
21	第2章 第1節	22		平成26年8月台風11号などの豪雨で嬉野中川新町地内で浸水被害が発生している。未だ具体的な対策計画が示されていない状況であるため、早期に策定して計画に記載してほしい。	特定都市河川流域外から雨水が流入する可能性も考慮して地域の現状把握や浸水原因の調査と雨水計画の検討を行ってまいります。	—	—

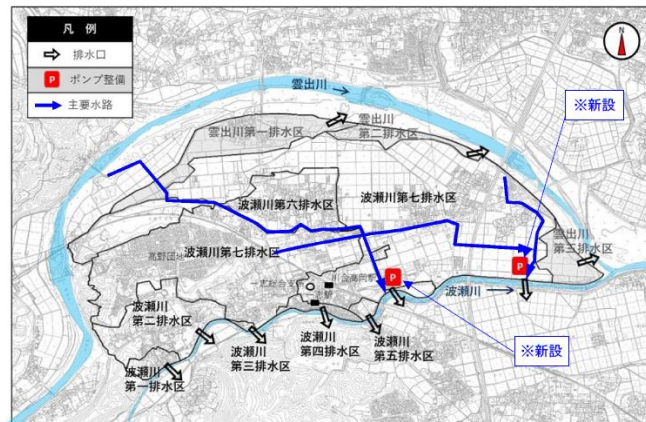
住民意見聴取における主な意見と対応

No.	意見箇所			意見内容	対応	計画書（原案）	計画書（案）
	章	ページ	図・表				
22	第2章 第1節	22		本事業における目標値は現在もしくは将来起こりえる水害に対処することが目的であるとの認識の下、各事業者のそれぞれの事業者により安易に変更されないようお願いいたします。	作成された計画に基づき、適切に対応してまいります。	—	—
23	第2章 第2節	26		本計画は30年とされているが、既に完了目標のある個別事業まで逆に遅らせることのないようお願いする。	本計画策定が、既存の個別事業の完了目標に影響を与えるものではございません。個別事業については、関係者等と十分な協議・連携を図り進めてまいります。	—	—
24	第2章 第4節	29		内水氾濫時のごみ対策問題についても、民地は民地で片付ければよいというような安易な発想に陥らないことを強く望みます。	内水氾濫時においては、全国的にも稲わら等が周辺道路や用水路、宅地に散乱する問題が発生していることから、稲刈後のすき込みの適切な処理などについて、関係機関と連携しり組んでまいります。	—	—
25	第3章	31, 33	図27, 28	図が細かく、自分の地域の浸水想定が分かりづらい。図を大きくしたり、地名を記載したり、工夫してほしい。	高精細の都市浸水想定を別紙にて追加します。	—	（別紙に高精細の都市浸水想定図の掲載）
26	第4章 第1節	37		波瀬川では水位低下対策として河道掘削等の対策を行う⇒についての意見（P38の図33） ①河川距離標2.2～2.4km間の右岸側の護岸（石積）にはらみが数箇所見受けられます。 （上部の山は土砂災害警戒区域（地すべり）指定を受けています） ②河川距離標3.0km間付近の右岸側の山肌が、がけ崩れを起こしています。 ③河川距離標3.4km間付近の左岸側に農業用水の取水設備があります。 この取水設備の構造が複雑で増水時に、川の流れを悪くします。 直接、河道掘削等にはつながりませんが、もしがけ崩れ等が発生した場合の事を想定して意見を提出	現地状況を監視し、適切に河川管理してまいります。	—	—

住民意見聴取における主な意見と対応

No.	意見箇所			意見内容	対応	計画書（原案）	計画書（案）
	章	ページ	図・表				
27	第6章	42		「松阪市公共下水道事業計画では中川西部排水区において、浸水被害の解消を目指す整備（管渠、ポンプ場、貯留施設整備）を位置づけている。」とあるが、具体的にどのように位置づけしているのか記載してほしい。	公共下水道事業計画に位置づけられた排水施設は概ね7年に1回の確率で発生し得る規模の降雨に対応した整備が完了（主要な管渠、中川西部ポンプ場、ポンプ場調整池）しておりますが、近年の気候変動を踏まえた降雨に対する雨水計画を検討してまいります。	—	—
28	第6章	43	図37	公共下水道雨水計画の排水区において、どのように雨水を処理するのかを図に記載してほしい。	主要な水路を図に記載いたします。	—	（図中への水路の追加）
29	第7章第2節	44		ため池を雨水の一時貯留に利用できるよう啓発普及を推進してほしい。	ため池の一時貯留について、普及啓発を推進してまいります。	—	—
30	第7章第3節	45		浸水被害区域への雨水の流入量を抑えるため、上流域での水田貯留の普及啓発を推進してほしい。	水田貯留について、農作物に与える影響を考慮し効果的な場所において普及啓発を推進してまいります。	—	—
31	第9章第1節	48		洪水時にポンプの運転調整が行われた場合、内水による浸水被害が増大するのでそれに対する対策も明記してほしい。	洪水時の河川水位によるポンプ場の運転調整については、流域住民の速やかな避難ができるよう周知の方法や情報伝達について検討してまいります。	—	—
32	第11章第1節	50		貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の指定については、まずは河川工事、下水道工事での解決を最優先として努力を尽くしていただき、これらの制限地域の指定は最後の手段と考えていただきたい。	河川工事などハード対策は、各機関の計画に沿って、事業を推進してまいります。 浸水が想定される地域においては土地利用規制（貯留機能保全区域浸水被害防止区域）等の活用も含め、流域一体で総合的かつ多層的に浸水被害対策を講じてまいります。	—	—
33	第11章第1節	51	図43, 45, 46	図が細かく、自分の地域の浸水想定が分かりづらい。図を大きくしたり、地名を記載したり、工夫してほしい。	高精細の都市浸水想定を別紙にて追加します。	—	（別紙に高精細の都市浸水想定図の掲載）

(案)



※出典：津市雨水管理総合計画（R5.3）

図 39 津市波瀬川排水区でのポンプ場整備箇所

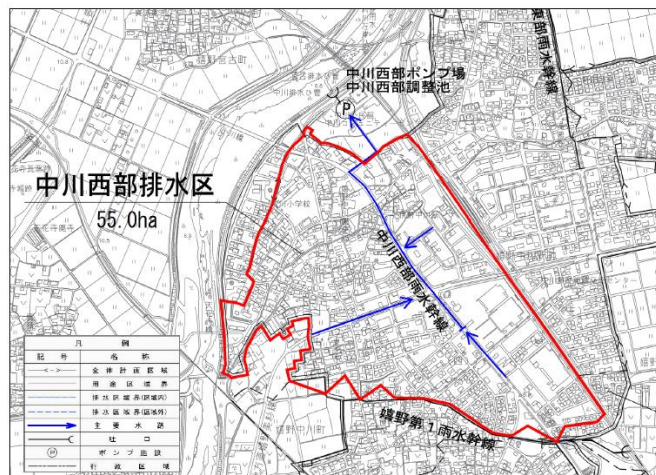


図 40 松阪市中川西部排水区での事業計画

住民意見聴取における主な意見と対応

No.	意見箇所			意見内容	対応	計画書（原案）	計画書（案）
	章	ページ	図・表				
34	第11章 第2節	52	図44	病院、診療所等に「+」を使っているが、 https://www.jrc.or.jp/about/pdf/20180401_shitteimasuka-kaiteiWeb.pdf のp 5にある通り、関係機関以外は勝手に使用できないマークです。	赤十字のマークを修正します。	—	（マークの修正）
35	第12章 第2節、第3節 第13章	56, 58		策定いただいた計画については、広く一般住民にも周知してもらいたい。	ホームページ、SNSでの公表も踏まえ、一般住民の皆様にも広く周知できるよう努めてまいります。市役所等に本計画書を置き、広く一般の人々が自由に閲覧できるようにします。	—	—
36	第13章	58		「地域住民などの意見を聞き」とあるが、具体的にはどのような方法で聞いてもらえるのか。計画の進捗状況について、住民に説明をしてもらえるのか。	流域水害対策協議会のHP公開ページを作成しております。計画の進捗状況については、毎年開催いたします流域水害対策協議会にて協議の上、HPにて公表してまいります。	—	—
37				計画に隣接する一志町片野の排水（赤川への接続）は、大雨時には排水から越水し、住宅まで流れ込む。支川の方も含め、エリア拡大と計画検討してもらいたい。	現地状況を確認し、必要に応じて検討いたします。	—	—